

平成26年教育委員会第7回定例会会議録

開会日時 平成26年7月11日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 杉 浦 容 子
同職務代理 塚 本 亨
委 員 面 田 博 子
委 員 松 本 實
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・学校施設課長	伊藤日出夫	・学務課長	石合 一成
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	光山 真人
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	香川 幸博	・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 杉 浦 容 子 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 杉 浦 容 子 委員 塚 本 亨 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

平成 26 年教育委員会第 7 回定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、台風 8 号の接近に伴って、甚大な被害に遭いました皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、長野県におきましては、大切な未来ある中学 1 年生の生徒がお亡くなりになりました。心から哀悼の意を表したいと思います。

本日の会議録の署名は、私に加えまして塚本委員と塩澤教育長にお願いいたします。

本日は、議案等はございません。報告事項等 7 件でございますので、よろしく願いいたします。

報告事項等 1 「平成 25 年度葛飾区立日光林間学園実績報告について」、ご説明をお願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長 平成 25 年度葛飾区立日光林間学園実績報告について、ご説明を申し上げます。

日光林間学園の管理運営につきましては、平成 19 年から指定管理者制度を導入してございまして、平成 25 年度からは、5 年間、東急コミュニティーと国際自然大学のグループとなっております。

では、1 番目の宿泊の利用件数でございます。平成 25 年度の利用実績でございますが、一般のお客様のご利用は 325 件ございました。平成 24 年度と比較いたしまして、11 件の増でございます。

次に移動教室・公用でございますけれども 65 件ということで、前年度より 4 件の増でございます。

2 番目の宿泊利用人数、延べ人数でカウントしてございますけれども、一般の利用で 167 人の増となっております。また、移動教室・公用につきましても、274 名の増ということでございます。

こちらにつきましても、リピーターの利用が約 63%ということでございます。リピーターの利用が増加していること、並びに区のホームページやメールマガジンなどによる広報活動により、周知が図られた結果かと思っております。

次に 3 番、施設利用料金収入実績でございます。施設利用料金収入でございますけれども、1,297 万 2,110 円ございました。これによります区への還元でございます。学園の管理に関する年度協定第 6 条に基づきまして、施設利用料金収入額が見込額を上回ったため、指定管理者より 98 万 6,055 円が区に還元されたものでございます。

次のページ、2 ページをお開き願いたいと思います。修繕でございます。

指定管理者に区のほうから貸付修繕費を渡して、修繕をしたものでございます。29 件、修繕

をしてございます。主な項目としましては、汚れが目立ちます3階の壁の補修ですとか、クロスの変更、畳の表替等を行ったほか、食堂の照明器具のLED化、浴室シャワー水栓の取り替え修繕を行ったところでございます。支出額につきましては650万9,063円でございます。

次に5番の燃料・光熱水費でございます。こちらにつきましても、区からの貸し付けにより指定管理者が支払いを行ったものでございますけれども、支出額につきましては2,046万6,469円でございます。

次に、6番の自主事業実績でございます。サマーキャンプを初めとしまして、表に記載しました事業を実施したところでございます。自主事業収益につきましても収益があったため、6万8,106円が区のほうへ還元されたものでございます。

次に3ページ目、広報活動でございます。表に記載してございますようなホームページの運営ですとかリーフレット作成等々で周知を図り、PRに努めたところでございます。

次に8番、モニタリングの実績でございます。モニタリングには、指定管理者の不十分な点を改善するために、みずから点検するセルフモニタリングと、区が実施しますアンケート調査がございます。区と指定管理者で管理運営業務改善のため協議を行い、その結果、宿泊室に扇風機の設置や、一般利用者のためにフロント前に小型製氷機の設置などを行ってきてございました。

平成25年度につきましては、食事の際、コーヒーが飲みたいというようなご意見がございましたので、コーヒーの無料サービスも実施をしてサービスの向上に努めてまいったところでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思っております。移動教室実施後のアンケートの結果でございます。移動教室の利用の際に、各学校の先生方にお答えをいただいた結果でございます。上のほうから、学園職員の対応、食事の味付け、清掃の状態とございます。

学園職員の対応、清掃の状態において、「とても良い」「良い」とあわせると、ほぼ全員の先生方に満足いただけている結果かと思っております。

なお、食事の味付けにつきましては、「おいしい」が17、「普通」が32、「改善」が3となっておりますけれども、特に改善が必要というようなご意見の中では、「味が薄い」とか、「給食に比べて味が落ちる」というようなご意見を頂戴しているところでございます。

5ページの一般利用のお客様のご評価でございます。移動教室とほぼ同様な評価をいただいておりますけれども、「とても良い」「良い」というような結果でございます。

なお、食事の味付けにつきましては、食事の質を高くしてほしいという意見がございました。

今後とも、施設の満足度向上のため、施設の管理運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、6ページでございます。財務状況の損益計算書でございます。

一番上が売上高、その下に指定管理料とございます。合計の欄をごらんいただければと思います。4,602万円というのがございます。これは、区が指定管理者に支払いました施設の管理運営のための委託料となります。そこにお客様から得られました施設利用料金を加えたものが、下の売上高合計ということの欄でございまして、8,479万6,596円ということでございます。

それから、これに対して支出の部、4番でございます。販売費及び一般管理費のところでございます。この中には、人件費、あるいは業務委託費、旅費交通費等が入ってございますけれども、合計が5,736万8,668円ということでございます。

上の段にお戻りいただきまして、3番の売上総利益でございますけれども、5,918万3,121円ということになってございます。こちらのほうを、先ほどの販売費及び一般管理費、差し引きをいたしますと、5番の営業利益という欄でございますが、181万4,453円というのが利益となっているところでございます。

なお、7番におきまして営業外費用ということで、施設利用料金の還元額、あるいは自主事業還元額がそれぞれ98万6,055円と、6万8,106円ということでございますので、こちらの当期の純利益は76万293円ということが損益計算書となっているところでございます。

7ページは貸借対照表ということでございます。

私のほうから、説明は以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

面田委員。

○面田委員 報告ありがとうございました。これは、昨年の実績報告ということで、拝見いたしました。

利用件数がふえているのは、施設の内容、それからPR等の工夫、そういったものがあつたからであろうと思います。リピーターの増も、関連するのではないかという思いで聞かせていただきました。

先日、林間学園へ視察に行かせていただきました。指定管理者の方は若い方が多かったように思います。ということは、きっと、若い考え方とか、あるいは体もよく動くでしょうし、そういったいろいろなことがいいように回っているのかなという思いで聞かせていただきました。

それで、4ページ、5ページあたりに出ているアンケートの結果をどう生かすかというあたりのところを質問させていただきたいのです。先ほど、モニタリングのほうは、区と業者さんとで話し合っただけで扇風機をつけたとか、お話を伺ったのですけれども、利用した人たちのアンケートの結果を具体的に生かしているか。それから、これは今回の報告には関係ないのですが、視察で行きました際に、前庭にある建物が非常に古くて、まだ日光がJRじゃなくて国鉄時代のものだったりするような文字を見つけたりいたしましたので、あれは何とかしなくてはいい

ないのかなと思うのですが、そのあたりはどういうお考えがあるのか教えてください。

○委員長 学校施設課長。

○学校施設課長 アンケートの結果につきましては、各学校に配付をさせていただいているところございまして、また、食事の味付け等々につきましても、移動教室の運営委員会の中で、具体的にどうしましょうというようなところをお話し合いさせていただいているところでございます。ただ、先生方のご意見ということでございますので、やはり給食と比べられている結果かなという感じはしないでもないのですが、なるべく意見に添うように努力はしているところでございます。

それから、先日、視察をしていただきました、前庭のジオラマの建物だと思います。こちらにつきましても、その周辺あるいは北側もそうでございますけれども、台風の被害によって倒木、あるいはジオラマの周辺は大雪によって倒木等がございまして、樹木を伐採せざるを得なかったので、特にジオラマの建物が目立つ状況になっている状態です。では、今後どうしましょうかというところでございますけれども、ジオラマの状況について、学校側の利用実態等々も再確認をさせていただく中で、跡地の修景を含めた、どういうふうな緑の修景といたしますか、撤去を含めて検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○面田委員 はい、わかりました。

○委員長 よろしいですか。

○面田委員 はい、ありがとうございます。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 先ほど聞き漏らしてしまったのですが、指定管理者が平成25年から現東急コミュニティーと国際自然大学校グループということで、5年間の契約ということをお伺ったのですが、いただいた実績のその前の指定管理者のどこがというのではないのですけれども、前者との比較するような何かデータがあったのか、指定管理者に至る経緯は大体わかりますけれども、その前年までの実績との何か数字でお答えできる範囲でいただければお願いしたい。

それと、当然ながら移動教室・公用という部分を最優先課題にするのですが、一般の方もこれだけ利用件数が、視察させていただいたときもお聞きしたのですが、移動教室・公用で利用しない時期について、年間通してどのぐらい利用可能な日程があるのか、秋口とか、いわゆる真冬になってしまうとロケーション的に難しいのかなと思うのですが。そのときに、例えば区内に多くの中小の事業所がございまして、いわゆる研修施設的な部分で働きかけを今なさっているのか、あるいは今後またアプローチをするのか。それと、区内にございます私立の学校の部活その他への活用というのは今までなさったのか。非常に時期的にかぶってしまう部分があるのですが、それがちょっとお聞きしたかったのと、それとご報告いただいた利用実績で、区への還元、特に還元額がふえれば、修繕費その他でもいい意味で反映できる。そういった企

業努力というのが果たしてこの公共的な姿勢を持った施設に可能なのかどうか分からないのですが、その広報活動、宣伝という部分でさらに周知することによって、現時点のもので少しでも還元額があったものが修繕に還元できればという何かそのノウハウがあったらお教え願いたい。それだけです。

○委員長 学校施設課長。

○学校施設課長 指定管理者でございますけれども、平成19年11月から平成22年3月までは、株式会社フードサービスシンワというところでございました。平成22年4月から平成25年3月までは、東急コミュニティー・グリーンハウス共同企業体ということでございます。

その中で、指定管理者がかわったから、サービスを含めて利用実績とかはどうかというようなところでございますけれども、細かい分析はしてございませんが、例えば平成19年度の利用者、延べ人数の一般のお客様を見ますと、平成19年度で3,150名ほど。20年度になりますと4,140名ほど。21年度になると4,000人ほど。22年度になると落ち込みまして3,620人ほど。23年度が4,480名、24年度が5,603名で、25年度が5,770名ということで、22年度は少し落ち込んでございますけれども、徐々に一般のご利用の方もふえてきているというようなところがございまして、指定管理者がかわったから急激に変わったという状況にはないのかなというふうには思います。

それから、区内の中小企業を含めたPRはどうかということでございますけれども、先ほどの3ページでPR活動表を載せてございますけれども、『広報かつしか』で掲載をしております。それから、学園の専用のホームページの運営、あるいはリーフレット、パンフレットをつくりまして、役所あるいは地区センター、図書館、児童館のほか、JR・私鉄の主な駅にリーフレットを広報スタンドに置かせていただいてPRに努め、また、ポスターを作成しまして、都内の掲示板400カ所にポスターを張るとか、あるいは区のホームページのメルマガを利用しまして月1～2回発信をしていますとか、かつしかFMを利用しまして、年2回でございましてけれども一般利用のご案内を差し上げているということでございます。

また、あわせまして移動教室につきましては、横浜の学校ですとか、他区からの学校も移動教室で利用されているというようなところがございます。基本的に6月から9月、10月ぐらいまで移動教室等で利用されてございますので、夏8月に一般利用者はご利用できますけれども、あとは移動教室の終わりました土・日あたりを一般利用者が、利用されている状況になってございます。ただ、冬場につきましては、なかなかご利用がなされないというのが現状でございます。

それから、還元につきましてでございますけれども、この還元費用をもって、ほかに充てるという考えは、今のところ持っておりません。以上でございます。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 1点だけ。細部にわたってお答えありがとうございました。と申しますのは、やはり3.11がございましたし、今逆に区民の方へ供するものとしては大事な施設になっていますので、そういった意味で老婆心ながら質問をさせていただきました。以上です。ありがとうございました。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 ご報告ありがとうございます。今の面田委員と塚本委員のお話にも若干かぶるのですが、私は施設を3回ぐらい見学させていただいたことがあるのですが、一番初めて見たときよりも、バスで行ったときのイメージがやはりお年を召した建物になってしまったかなというイメージが今回ちょっと強かったです。内装とかはとても綺麗にさせていただいているので、中で使う分には全く問題はないと思うのですが、子どもたちがバスに乗って、ワクワクして行ったところで、屋根の部分でありますとか、ベランダの部分でありますとか、その部分が緑に映えるような色であったりすると、また少しイメージが違うのではないかなというふうに若干感じたものですから、お化粧直しが少しでもできると、また子どもたちの思い出に一つ色がつくのかなと思いますので、もしできる範囲のことでできるようでしたら、やっていただけたらと思います。以上です。

○委員長 学校施設課長。

○学校施設課長 この建物につきましては、平成3年に改築されたということで、築23年程度たつわけでございます。当然、ご視察いただいたときに屋根のさびですとか手すりのさびといえますか、それなりに傷んできているというのは重々承知をしてございます。手すりにつきましては、その都度管理者のほうでペンキ等で修繕はしてまいっている経緯はございますけれども、やはり本格的な工事の手を入れないといけない状態になってございます。

今考えていますのは、数年のうちにこの改修をやっていきたいというふうに思っております。ただ、工事を実施する場合、金額はそれなりにやはりかかるということになりますし、当然ながら、工事をやるにしても冬場はできませんので、8月から工事着工しますと11月ぐらいまでしかないという期間の中で、移動教室あるいは一般のお客様にある程度のご辛抱をいただく工事になるかなというふうに思っております。近々、今年度もモニタリングに現地に参加しますので、指定管理者とどういった工事のやり方をやればいいのかというのを少し詰めて、今後の予算要求につなげていければと思っております。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

では私から。貸付修繕料のところでは650万円、照明器具のLED化。これは照明器具を全部LED化されたのかどうかということと、浴室シャワーの水栓取りかえ修繕等とございますが、取り替えることによって水道料が幾らかでも節約できるような器具を入れかえたのかどうか。今、エコが進んでおりますので、そういうことを視野に入れて、燃料・光熱水の節減を図つ

ていただいているのかどうか。

それから自動販売機の設置ですが、収入というのはどちらに、つまり委託の企業に入っているのか、葛飾区のほうに収入が直接入っているのかどうか。少し細かい事ですがその辺を教えてください。

学校施設課長。

○学校施設課長 浴室シャワーの水栓は、当然経年劣化というようなところで修繕してございます。それから、食堂につきましても、照明器具の経年劣化がございますので、やはり省エネというような視点でLEDにかえたということをもってやっているところでございます。

それから、自動販売機の収入といいますか、どこに計上されているかということでございますけれども、6ページの損益計算書をごらんいただければと思います。1番の売上高の中に「その他収入 5万4,800円」というのがあるかと思えますけれども、上から8行目ぐらいですか。この収入につきましては、一般のお客様のキャンプファイヤーの薪の実費分の収入、それと自動販売機の収入、自動販売機もほぼ原価ぐらいのお値段でやってございますので、この収入がその他収入の中に入っているということでございます。以上でございます。

○委員長 一応売り上げに入っているということでもいいのですね。そうしますと、指定管理者の計算に含まれているということですね。

それから、販売費及び一般管理費の人件費がございしますが、この人件費というのは、東急コミュニティー、国際自然大学校、それから賄いの人、そういう方も全部込みの人件費と解釈してよろしいのですか。

学校施設課長。

○学校施設課長 人件費につきましては、東急コミュニティーと国際自然大学校の人件費でございます。その下の行にございます業務委託費というところでございますけれども、この中に食事の賄いの委託費が入ってございます。それと、この業務委託費の中には、保守点検の委託費も含まれている金額が2,354万3,000円余という金額になってございます。食事でのパートというか、賄のパートであれば業務委託費の中に含まれてございます。

○委員長 そのほかの方はいないのですか。

○学校施設課長 ほかのパートなどはございません。

○委員長 わかりました。では、学園の施設の中には通常時何名いらっしゃるのか教えていただきたいのですが。例えば学校が林間学校として施設を利用している期間、また、閑散期の職員数を委員会終了後で結構ですので、お願いします。

○学校施設課長 後ほどお答えします。

○委員長 では、よろしく願いいたします。

ほかにはございませんか。

では、次に参ります。報告事項等2「夏期休業中の生活指導について」ご説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、夏期休業中の生活指導につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料につきましては、校長会で配付をした資料でございますので、ごらんいただきたいと思いますと思っています。

まず、今年度の夏期休業中の生活指導でございますが、大きく6点について、校長を通して教員、そして子ども、保護者への指導を依頼したところでございます。

まず、第1点でございます。「健全で充実した生活を送ることができるように事前指導を徹底する」ということでございます。夏期休業日の意義を十分に理解して、健全で規則正しい生活を送り、子どもたち一人一人が満足感や充実感を味わうことができるよう、事前に適切に指導するという話をしたところでございます。

特に1学期の学習を振り返り、児童・生徒がみずから補充的・発展的な学習に取り組むことができるように指導を依頼したところでございます。特に今年度から夏期休業日の見直しも行われております。各学校で学習教室も充実をするということで、全ての子どもを対象に実施をしていくところでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。2点目でございますが、「家庭や地域社会の一員として自覚を持つことができるよう取り組む」指導を依頼したところでございます。

夏期休業日は特に家族と話し合ったり、家族での仕事を分担したりするなど、家庭生活の意義を考え、自分自身が家庭を構成する大切な一員であることを自覚できるようにというところを指導するというところで依頼をしたところでございます。

続きまして、3点目でございます。「安全指導を徹底し、事故防止に努める」でございます。

まずは子どもの命を守るという視点から、安全教育プログラムというものがございますが、そちらを利用いたしまして、交通安全教育、さらには危険を事前に察知したり回避したり、さらには自分を守る自助、周りの人たちを守る共助、公助等も含めて、事前に災害安全教育についての指導を依頼したところでございます。

さらには、「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないために～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～」という資料を活用いたしまして、健康で充実した生活を送ることができるように、そして自他の生命を尊重する指導とあわせて、いじめ防止についてしっかりと指導するという話を勧めたところでございます。特にいじめは人間として絶対に許されない人権侵害であるということを事前にしっかりと指導するよという話をしたところでございます。

また、残念ながら、夏は変質者や痴漢による性的被害などの事故も多い季節となります。外出するときには外出先や帰宅時間、一緒に活動する友だちの名前などをしっかりと保護者に伝えるなど、基本的な約束事について、もう一度各家庭で見直すように指導をしたところでございます。

そのほか、学校危機マニュアルの再確認をするとともに、許可なく他校に侵入してはいけないことを、さらには振り込め詐欺や花火の取り扱いについても、特に今年度は指導したところでございます。

葛飾区総合教育センターの教育相談、東京都いじめ相談ホットラインなど、児童・生徒さまざまな悩みについて対応できる教育相談機関についての周知についても、指導をしたところでございます。

続きまして4ページをごらんください。4点目でございます。「非行や問題行動の防止に努める」ということでございます。

夏期休業日には、特に解放感から問題行動を起こす傾向が見られます。これを未然に防止するために、休業に入る前に学級や学年集会、そして全校集会等を通して、問題行動の防止について、児童・生徒に指導の徹底を図ること、さらには学校・学年だより等を通して、家庭の理解と協力を得るよという話をしたところでございます。特にインターネットやLINEなどのSNSの不適切な使用による事件や事故の被害者、さらには加害者にならないように指導の徹底を図ったところでございます。

最後の6ページをごらんください。5点目でございます。「不登校児童・生徒への適切な指導を行う」ということでございます。

夏期休業期間を活用いたしまして、不登校児童・生徒への家庭訪問や、さらには学習等個別指導をしっかりと実施いたしまして、本人や家庭との十分なコミュニケーションを図るよう依頼をしたところでございます。特にこの取り組みによりまして、昨年度も2学期に学校へ登校できるようになった児童や生徒もおりました。この期間をしっかりと大切に扱うよということを重ねて指導したところでございます。

最後でございます。6点目、「障害のある幼児・児童・生徒に対する指導の充実について」というものでございます。

一人一人の障害の状態や、さらに発達段階に即しまして家庭と連携のもと、基本的な生活習慣の定着を図ることができるよように、一人一人の個別の指導計画に基づいたきめ細やかな指導を行うよいうことを指導したところでございます。

夏期休業日の期間は1週間延びております。子どもたちにとって充実した夏期休業日で、また2学期には元気に子どもたちが登校するよいうことを重ねて指導したところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの指導室長のご説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

面田委員。

○面田委員 では、一つお伺いします。安全教育プログラムというのはどういうものを教えていただきたいのと、もう一つは、室長が何度かおっしゃっていましたが、1週間延びたということで、そのあたりの意義とかも含めて充実したものになるように、重ねてその辺を学校教職員にも徹底していただきたいと思います。

それと同時に、子どもと向かい合う時間が取れないとか、子どもとのコミュニケーションを取る時間がなかなか厳しいという現実があるわけで、ぜひこの夏期休業中に、学習教室とかプール教室とか、そういうときに子どもたちも登校してきますので、ぜひそういったところで子どもと向かい合う時間に活用していただきたいなと思います。それからまた、夏休みに子どもとじっくり向き合えたなという思いが先生方に残るような取り組みや工夫があるとうれしいなと思いました。

三つ目なのですが、不登校児童・生徒への適切な指導を行うということで、5番に書いてくださっていて、これは親御さんにしてみると、あるいは本人にしてみると、本当に助けてという気持ちもいっぱいあるのではないのかと思います。ぜひ、家庭訪問を含めて、個別指導を含めて、じっくり向かい合ってもらいたい機会にしていきたいなと、これは要望です。以上、3点です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 安全教育プログラムというものにつきましては、東京都教育委員会で作成をして、全ての教員に配付をしているものでございます。子どもの生活安全、さらには交通安全、そして災害の安全について、それぞれ発達段階に応じてどのように子どもたちが取り組むといいのか、さらにはいろいろな事例が出ておりますので事前にそれを、例えば学級の活動の中で指導することが可能な教材というようなものになっております。これが安全教育プログラムでございます。

○面田委員 はい、わかりました。

○指導室長 次に、延びた意義等のご質問についてでございます。夏期休業日が1週間延びました意義は、第一はやはり子どもたちとしっかりとときめ細やかに学習指導も、話し合い、生活指導も、それから教育相談も行える時間にするということです。やはり子どもたちに返らなければいけないと思っております。そういう意味では、今、面田委員からお話ございましたように、学習教室もあると思います。さらには学習教室以外でも個別に子どもを呼んで指導することは、各学校は個々に実施をするということになっております。

さらには不登校児童・生徒への適切な指導でございます。子どもによっては、なかなか他の

子どもがいる時間帯には学校に来ることが出来ない、でも午後、子どもたちがいない時間であれば学校に行くことが出来る子どもというのもあります。さらには、まだなかなか家から出ることができないという子どももいるのは確かでございます。そのように一人一人の子どもに応じて、教員1人で行うことも大切なことではありますけれども、場合によっては総合教育センターの心理専門相談員、さらにはスクールソーシャルワーカーともしっかりと連携を図りながら、その子その子に応じた対応をして、教員1人で丸抱えにして悩まない、いろいろな大人の手等を使って、しっかりと一人一人の子どもに対して適切な指導が行えるように、今後も学校にはお話しをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長 面田委員。

○面田委員 よくわかりました。ぜひ、先生方にとってもそういう意味での夏休みになっていただきたいなという思いも重ねて申し上げたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本委員 結構心配な学級とか、学校というのは、この長い夏休みで、2学期スタートしたら思いもよらぬ生活指導の問題とか抱えて、また困難な事態になる場合も経験がありますので、1学期にやってみて、弱点が出ている部分をぜひここで態勢を整えて、夏休みもよく注意して、2学期、スムーズに事なくスタートできればいいなと強く思っています。以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、松本委員にお話しいただいた、やはり区内の中では集団での生活は厳しい部分、学校、または学級があるのは事実でございます。しかし、この夏期休業日を通して、その子たち一人一人の対応というのも大事だと思いますし、もう一度学校全体でその組織としてそういうものの解決に休業中に当たる、さらには2学期以降の態勢をそこでしっかりと整える。そのようなことについてしっかりと学校に対して今後また指導してまいりたいと考えております。

○委員長 ほかにございませんか。では、よろしいですか。

最近、教育委員会情報・子ども安全情報、警察からの情報として防災課地域安全係よりメールが送信されるものがあります。結構身近に子どもたちの危険がたくさん潜んでいるのには驚くばかりです。私の居住している地域の学校、駅近くの学校の周りにおきましても、PTAから情報が入ります。刃物を持った人が住宅の角のところにいましたとか、子どもがエレベーターの中でとか、いろいろな情報が入ります。その後は何もなかったということの解釈は自分なりにしてはいます。最近とても多いように思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。数年前から多くなっているのか、子どもの安全ということから教えていただきたいと思っております。

指導室長。

○指導室長 今、委員長お話のように、いろいろ子どもに対する危険な情報というのは、いろいろメール等で送られております。数については、最近多いのかというご質問ですが、私の方も正確に全て数を把握しているものではないのですが、やはり送られてくるメールについて、やはり今年度、昨年度と比べますと、4月からを見ても、多いように思っています。

こちらについては、保護者についてもその緊急メールにできるだけ多くの方に登録をしていただくという形で学校で勧めておりますけれども、まだそのところが十分ではないという部分もあると思っています。しかし、どんな小さなことでもやはり子どもに危険が及ぶということは大きな事故につながりますので、ぜひ、このあたりも私たちも早く察知した時点で、近隣の学校に電話をすとか、特に夏のプール、学習教室に通うという、やはり日中の子どもの動きも大きくなりますので、その辺は学校ともしっかりと連携をとって、子どもが事故に巻き込まれないように、私たちとしてもしっかりと関係機関とも連携を図りながらやってもらいたいと考えております。

○委員長 毎年のことですが、お子さんたちへの安全を考えますと、夏の期間の一工夫が大事だと思えます。ぜひ、学校でもその辺をよく考慮していただきたいと。お一人お一人の子どもさんの状況は違うと思えます。先ほども「障害のある幼児・児童・生徒に対する指導の充実」とございましたけれども、もちろんそうです。各学校に再度お話しをしていただきたいと思えます。

学校現場にも行かせていただいておりますが、いろいろな状態のクラスがあるということをご父兄からお聞きします。クラスの問題を解決するには、担任の先生だけではとても大変だと思います。この夏休み期間中、子どもたちのために、学校、保護者、地域が一体となって対応し、2学期には元気いっぱい成長した姿でスタートできる事を祈っております。

指導室長。

○指導室長 今回、夏期休業日が伸びたということで、例えば今まで7月の夏休みの前に行っていた、保護者との個人面談、さらには中学校では子どもと保護者の三者面談というものを、夏期休業中の中で行う学校は、予定をしているところはふえております。その意味では、保護者の方も意味ではしっかりと時間をとった中で、日々の子どもの様子とか、そして学校の子どもの様子をやはり担任と話すということが重要であると思っております。その中で、一番最初にもお話がありました、それぞれいろいろな家庭環境の子どもがおりますので、その中でこの夏期休業日、子どもにやはり心配が及ぶ家庭については、ぜひ担任のほうからも家庭と事前に連携を図って、そのような子どもたちに対して何か危険が及ぶようなことがないように十分配慮するように、また私のほうからも重ねて学校には話をしていきたいと思っております。

○委員長 最後に、一つ要望ですが、7月の夏期休業に入る前の担任、教員の先生方の仕事があまりにも多いということを、いろいろ伺うことがあります。夏期休業中の生活指導等について、受け入れてやってくださることもありがたく思います。そういう意味で、学校公開日を7月5日に設けていいのかどうかということも、考えさせられます。要望というか意見だけです。

竹高委員。

○竹高委員 すみません。今のお話を聞いていて、メールとかそういうところで少し思ったことがあったものですからお話しさせていただきます。

いろいろな学校の近隣で不審者が出たとか、そういうニュースというのは、メールでも流れますし、その学校の学校メールで保護者のほうにも流れるのですけれども、その後、捕まったかどうかということは警察から一向にバックがされてこない。例えばそれで被害に遭われたお子さんには、もしかすると連絡が、例えばひったくりとかであれば、その被害に遭われた方には警察から連絡があるのですが、その学校の近隣で何かがあった場合、地域の方とかPTAとかが見守りとかサポートとかをその夕方から、次の日の朝からというサポートをするわけですよ。しかし、それが捕まったかどうかと、捕まったのかということが警察から本当にほとんど一向に連絡が入らないというのがここ10年間です。

つい最近、脱法ハーブ関係なのか、危険な大人が入り込んだというので、道を封鎖されたということがあったのですけれども、捕まったかどうかはわからないと、やはりその地域に住んでいる子どもたちというのはとても不安な日々を過ごさなくてはいけなくて、捕まっていなければ仕方がないことなのですけれども、もしそういう部分でそういう不審者なりが捕まったのであれば、捕まったらしいということを学校にだけでも報告していただけると、そこで例えば毎日のようにサポートしている民生の方であったりPTAの方であったり、立ってくださっている方たちの張りつめている思いというのは若干和らぐ部分がありますので、だからといって全てを緩めるわけではないですし、ただ子どもであったり地域であったり、緊張しているものというのが少し和らぐことも大切かなと。学校に行って帰ってくる時に緊張しっぱなしで歩いて帰ってくるなんていうことは、やっぱり子どもにとっても地域の人にとってもよくないことですので、その部分、警察の方に、できれば学校より通報があったことを学校にきちんとバックアップしていただくということを要望としてお願いしていただけないかと常々思っておりましたので、この機会にぜひお願いしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、竹高委員からのお話です。捜査の情報ですので、なかなか警察のほうも、実際に事実なのかどうかという確認のところもありますし、まだ捜査中というところで、なかなか捜査情報というのは得られないというのはございます。

ただ、今のお話もありましたので、警察と私たちのほうから確かめをして、伝えていただけ

るものがあれば、今のお話のように、せめてその学校だけにでも伝えるようなことができるのであれば、私たちもそちらのほうは努力をしていきたいと考えております。

○竹高委員 よろしく申し上げます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

では、次に参ります。報告事項等3「葛飾区いじめ問題等相談事業の土曜日開設について」、ご説明をお願いいたします。

教育委員会事務局副参事。

○教育委員会事務局副参事 それでは資料のほうをごらんください。相談事業のさらなる充実を図るために、いじめ問題等の解決に向けた相談事業を土曜日に試行するものでございます。

平成26年度につきましては、9月を目途に、区立小・中学校の土曜日授業の実施日、いわゆる葛飾教育の日に電話相談窓口を開設して、試行を始めたいというように考えております。相談場所につきましては、葛飾区立の総合教育センターというふうに考えております。具体的には、区民の児童・生徒、その他保護者による電話相談が中心というふうに考えてございます。相談時間は、通常の勤務時間内、9時から5時と考えております。本事業についての中心的な役割は総合センターというふうに考えておまして、本事業につきましては、土曜日における区民の相談ニーズ、子どもさんたち含めてですが、そういったものの把握とか、区民への利便性について検証を行うということで、開設させていただくものでございます。資料にございますように、事業従事者におきましては、指導主事、それから私、各専門相談員、それぞれの係長ということで施行いたしますが、次年度以降につきましては少し考えたいと考えております。

それから、現在の相談が継続しているものもございまして、それらとの整合性も含めまして、この辺は現在のものを使用させていただいて、それぞれ相談の中で、できるものは改善を加えて、できるものから実施してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

竹高委員。

○竹高委員 土曜日開設にして、葛飾教育の日に行った後に相談する場所があるというのはとても大切なことだと思います。これを保護者や児童に向けて、何か発信する、保護者じゃなくてもいいですね、児童に向けて発信する、こういう事を始めましたよというアピールの仕方はどうにお考えになっているか。もし、お考えになっていないのであれば、小さいものでも大丈夫だと思うので、電話番号とこういう窓口があるということ、アピールをして、1件でも困っている子どもが相談することができるようにしていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 教育委員会事務局副参事。

○教育委員会事務局副参事 ただいまのご意見でございますけれども、私どもとしまして、子どもさんたちに何らかのアピールをということで、この委員会です承されれば、早速準備に入りたいと考えてございます。

○委員長 ほかにございますか。

塚本委員。

○塚本委員 関連で。このようなところを開設、土曜日開設、非常にいいことだと思うのですが、今までの既存で行っていた部分で、継続中というさっきご案内もございました。あるいは新規案件として解決がどのような格好で解決を見たのか。そのヒアリングして納得をして、立件なくて、そのまま済んでしまったのかというケース、何か事象があればお聞かせ願いたいのが1点。

それから、当教育委員会とは若干離れるかもしれませんが、東京法務局から各小・中学校へ子どものSOSミニレターというものが全部配付されていますけれども、それには各学校で子どもたちの人数分が行っているのですが、施行されているのかどうか、その辺、当区ではないかも知れませんが私の聞いている限りでは学校内にとどまってしまって、子どもたちには配付されていない部分があろうと。そうしますと、それとあわせてそういうものを活用して、そこには全部子ども110番ですとか、いろいろな詳細に今ご質問いただいた部分も記載がございますので、その辺のもし把握できれば、また今後の周知方としてお願いしたいと。そのような質問と要望でございます。

○委員長 教育委員会事務局副参事。

○教育委員会事務局副参事 それぞれの相談によりましては、今ご指摘のように、まだ継続中のものもございますし、それから何とか子どもさんが学校に行けるようになって問題解決したものもございますし、私どもの適用のほうにお預かりしている方もいらっしゃいます。それぞれケースがございますが、その相談の入り口が過去三つあったものですから、それが個人情報ということで別々になっておりまして、それを一括していくのが今の我々の仕事だというふうを考えております。そういった意味でも、今回、相談の実務を私どもが実際にやることによりまして、どういうふうに持っていくかということを、事実をもっと検討していきたいというのが趣旨でございます。

それから、今、法務省等のお話もございましたけど、それにつきましてはこの後、調べさせていただき、報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 1点だけ。いじめに関しては、いわゆる子どもの人権という部分で、人権侵犯と

いう案件があがりますと、例えば、いじめの対象となるのが児童・生徒、その与えたほうも児童・生徒ということだと、いわゆる法務局サイドの流れでいきますと、その学校長、いわゆる現場の最高責任者の学校長が全ての権能を持っていますので、いわゆる人権侵犯事例というものが立件されますと、その対象のいじめを与えた子ども、児童・生徒が対象ではなくて、学校長が代理で人権侵犯の相手側になるという事象がもう既に何件か、年間を通してあると聞いております。そういった部分をさらに周知徹底をしながらお願いして、またこれは非常にいい企画ですので、活用しながら水面下でやっていただくとありがたいなと。これはお答えは結構です。

○委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

では次に参ります。報告事項等4「平成26年度子ども区議会の開催について」、ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、平成26年度の子ども区議会の開催につきまして、ご報告をさせていただきます。こちらにつきましても、校長会の折りに資料を配付したものでございます。

今年度も小・中学生に、議会制民主主義への理解と区政への関心を深めるということで、こちらの事業を実施していくものでございます。小・中学生から見た区に対する要望や意見、そして今後の区政の参考とする趣旨で、今年度は12月25日に実施をするものでございます。内容につきましては、例年のとおり、本会議での代表質問、そして、委員会での委員会質問、本会議での決議文の読み上げがなされる予定でございます。

まず、3番、会場でございます。こちらにつきましては、葛飾区議会4会議場及び委員会室で行われます。

時間につきましては、2に書かせていただいておりますが、12月25日の午後1時から5時までを予定しております。

子ども議員の対象者でございますが、区内在住の小学校5年生から中学校3年生までの児童・生徒40名というふうにしておりますが、こちらにつきましては、例年、子どもたちの応募が多い場合には、40名を超えて委員をお願いしているというところでございます。

それでは、1枚目の裏面をごらんいただきたいと思います。6番に書きました、質問のテーマでございます。こちらにつきましては、基本的には自由としております。しかしながら、事前学習会の中で、関心があるテーマごとに区の施策を勉強したり、さらにはお互いの意見を交換したりしていきながら、当日の一人一人の質問内容をつくり上げてまいりたいと考えております。

それでは、別紙をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、子ども区議会開催までの予定でございます。7月上旬に事前学習の開催通知を行ってまいります。8月には事

前学習会を行いまして、そして9月19日に質問文の提出締切日、そして10月上旬には、事前の打ち合わせ会の通知等々を行いまして、12月23日は事前の打ち合わせ会を行います。そして12月25日の子ども区議会にもってまいりたいと考えております。

なお、この区議会につきましても、毎年行っていることですが、今年度また広報課とも調整をしてみたいと思いますが、実際、区議の皆さんがこの子ども区議会を通してどのような感想をお持ちになったか、そのあたりもぜひ聞いてみて、また今後の実施について、何か子どもたちの声も反映できればと思っております。私のほうからは以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。昨年、子ども区議会に出た子どもから、とてもいい経験をしたというふうに聞きました。

私は2回、子ども区議会を経験させていただいたのですが、こういう機会はとても大切で、特に昨年は、すばらしい意見を自分のほうからテキパキと発言なさっている姿がすばらしいなと感じました。40名以上になってしまう場合もあるというお話もありましたが、できるだけ多くの子どもがこういう機会を与えられて、いい経験をして、自分の意見を述べる大切さというものを勉強していただけたらと感じております。ご準備は大変だとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

次に報告事項等5「平成25年度葛飾区体育施設事業報告について」ご説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等5、平成25年度葛飾区体育施設事業報告について、ご説明をいたします。

ホチキスどめの資料をご覧ください。内容は1ページから21ページまでとなっております。要点を中心にお話しをさせていただきたいと思っております。

まず、1ページから4ページは区の直営事業でございまして、スポーツ事業各種、区民体育大会や教室、スポーツフェスティバル等の事業でございまして。

2ページ目の表の一番下をごらんください。参加者合計欄でございます。14万5,708人の参加がございまして、前年度比1万732人増ということで、特にかつしか地域スポーツクラブへの参加者増加及び東京理科大オープニングイベントの参加者が影響しているものでございます。

次に3ページをごらんください。こちらはスポーツ教室の実績報告でございます。こちらの表、スポーツ教室の左側の番号、1番から9番までの9種目15教室の受講者合計1,033名とな

っております。また、その下の下記の欄、障害者スポーツ教室3種目24日間の受講者は合計335名となっております。

次に4ページ目でございます。こちらはかつしか地域スポーツクラブ設立・育成事業でございます。

第1モデル、こやのエンジョイくらぶ及び第2モデル、オール水元スポーツクラブでございますが、3月末現在の会員数は、こやのエンジョイくらぶ523人、オール水元スポーツクラブ338人、合計861人。また、年間プログラム総参加人数、こやのエンジョイくらぶ2万3,844人、オール水元スポーツクラブ1万7,172人、合計4万1,016人と、会員及び参加人数とも順調にふえております。

次に、5ページから11ページまで、こちらは指定管理者の実施事業でございます。5ページをごらんください。

②一般開放事業では、前年度比480人増加いたしまして、2万3,447人の参加者数となっております。また、③ーア、スポーツコース事業実施コースでは、4コース減らして実施しましたけれども、参加人数につきましては、③ーイの合計にありますように3,341人増加して、1万8,053人の参加となっております。

6ページから9ページまでがスポーツコース事業参加者の内訳となっております。こちらにつきましては、後ほどごらんおきいただきたいと思っております。

次に、10ページ、11ページが指定管理者の独自の内訳となっております。こちらも後ほどごらんおきいただきたいかと思っております。

次に12ページでございますが、こちらは貸切、個人利用の体育施設の利用状況でございます。なかほどの利用人数の総計を見ていただきますと、216万8,168人で、前年度比プラス16万7,545人となっております。利用者増加の主な内容としましては、5月に開設いたしました、にいじゅくみらい体育施設が影響しております。

次に13ページでございますが、年末年始の利用状況でございます。平成25年度の年末年始の利用者数は2万2,503人で、前年度比プラス6,578人でございます。これについても、にいじゅくみらい運動公園のテニスコートの開設並びに年末年始の開館が区民に浸透してきたことが影響しているものと思われまます。

次に14ページをお開きください。利用料金収入の一覧でございます。

平成25年度は平成24年度に比べると2,874万4,830円の増収となっております。これについても、にいじゅくみらい体育館の開設の影響によるものと思っております。

次に、15ページ、体育施設の維持管理について一覧にしております。

区が実施した工事では、フィットネスパーク整備を初めとした工事費の合計2億8,075万3,450円かかっております。また、指定管理者が実施した修繕につきましては、合計158件、

金額にしまして3,275万7,909円となっております。

次に16ページでございます。指定管理者運営状況でございます。

こちらにつきましては、経常損益としましては4,242万4,089円の黒字でございました。また、平成25年度協定書第6条に基づきます還元分につきましては、利用料金収入見込額を上回っていないため、区への還元額はありません。ただ、自主事業の還元分につきましては、自主事業見込額を超えた金額について2割を区に還元することから、こちらは302万211円の還元分が発生しております。

次に、17ページは貸借対照表でございます。こちらにつきましては後ほどごらんおきいただければと思います。

次に18ページでございますが、こちらは指定管理者モニタリングなどがございます。第三者評価や利用懇談会、セルフモニタリングを行っております。

また、(2)の②でございますが、外部機関における第三者評価を、財団法人日本体育施設協会から例年どおり評価を受けておりますが、235点満点中159点を獲得し、格付評価としては「B」、普通だが一部に問題がある状態ということで、9段階評価で上から5番目の評価を受けてございます。認定書は次の19ページの写しのとおりでございます。

次に20ページでございますが、特に評価する事項といたしましては、平成25年度上半期は、4月に東京理科大学が開設し、隣接する葛飾にいじゅくみらい公園内に新規施設の運動施設がオープンいたしました。また下半期でございますが、スポーツ祭東京2013の開催において、イベントグッズの配布や周知活動などの間接的なサポートを推進して、区民のスポーツ振興を図ってまいった次第でございます。

また、積極的な地元採用ということで、現在、全従業員237人中、区内在住者は172人、72.5%の雇用となっております。また、地元企業への優先発注につきましては、例年心がけているところではございますけれども、昨年は件数にして51.3%、金額ベースでは52.4%となっております。

最後に21ページに、今後の指導・監督方針でございますけれども、日常の点検・補修など、適切な修繕を引き続き行いまして、区民にとって安全で、安心して快適に利用できる施設を今後も整えていくよう、指導・監督していく所存でございます。

私からの報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

松本委員。

○松本委員 質問が幾つかあります。まず、1ページ目ですけれども、生涯スポーツ課が実施した部分で、区民スポーツ大会で1,697人減ったとあり、また、区民体育大会でも3,724人減っ

たというのがあるのですが、私の所属している大会も春中止したりしたので、それも入っているのかなと。多分、スポーツセンターの改修があったから影響しているのかなと思うのですが、何が原因かお聞かせくださいというのが一つです。

それから、認定証で、評価が「B」になったわけですが、前は確か「A」だったと思っていて、前より厳しいなと思うのですが、先ほどの説明で、「A」に戻すためには、どの辺を努力すればいいのかなというのが二つ目です。

あとは、希望というか感想ですが、指定管理者制度になりまして、特に指定管理者が自主的にやるスポーツコースはとても活気に満ちております。例えば、土曜日に行うストレッチとか、人気の高いのは私ものぞいてみましたが、まずスタッフが要領よく皆さんを盛り上げてやっていくというのと、中身も本当に自分もやってみたいというようなコースで、指定管理者の入る前では、とてもこんなことはできなかったなと思って喜んでおります。受講をして、これがよかったかどうかというのもすぐ評価ができるようになってきていることと、参加がよくないのは、すぐ工夫して改善しているというところも、とてもいいなと思います。

今後は、少しなれが出てきているのかなと思うので、初心に戻って日常の点検とか保守とかを徹底して、区民に安心・安全を提供していくのが気をつけるところかなという感想です。以上です。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 まず、ご質問3点ございましたけれども、まず1点目の、区民スポーツ大会の1,697人減少した原因でございますけれども、今、松本委員がおっしゃいました、一つの大会が中止になったもの、また、エンジョイスポーツの部分についてはふえているのですが、ジュニアエンジョイ・スポーツ、また、シルバーエンジョイ・スポーツの部分の大会の参加者が、参加団体がちょっと減っているのが一番問題なのかなというふうに認識をしているところでございます。

次にもう1点でございますけれども、モニタリングの指定管理者のモニタリングの結果ですが、ご指摘のありましたように、今回は「B」、昨年が「A」でございました。一昨年でいいますと、「AA」でございました。ですから、ご指摘のありましたように、かなり指定管理者のこの評価で見ますと、質が落ちたのではないかとこのところは否めないところでございます。

どこにでは原因があるのかということで、同じ公益財団法人日本体育施設協会の方で、この評価を行っているのですが、今お手元にある認定日、26年6月23日になっておりますけれども、今回から評価のやり方が、まず変更になったというのが多少影響があることは確かでございます。

ただ、その中でも一番の原因は何かというところでは、まずは安全管理。安全管理でいきますと、今、DCP事業継続計画、安全な、要は災害が起きたときに、事業を継続して

行えるように、早く再開させるような、そういった計画を本区でも3.11から早速そういった計画等を当然立てたところですけども、住友エスフォルタのほうはまだまだ立てていない状況であるとか、安全管理に対するマニュアルも、まだ新しいものに変更していないとか、あとはモニタリングにつきましても、これは評価点でいきますと「D」評価をいただいています、ここについては、全ての職員をまずモニタリング対象にして行われた内容とか、職員に対するモニタリングの結果が、その周知と改善事項の把握、改善に向けた取り組みがなされていないということが指摘をされております。

今月に入りましてこの結果を受けたものですから、早速、私のほうで館長会を開きまして、この結果に基づいて、今後、職員の徹底、また昨日は本部の部長をお呼びしまして、こういったマニュアルの作成、当然1カ月、2カ月でこれが絵になるようなものではございませんので、3カ月、半年という期間でしっかり向上していくように、きのう、きつくお話しをしたところでございます。

最後に、指定管理者の事業についてのお話でございましたけれども、当然、指定管理者の事業については、これは参加者もふえております。当然先ほど区への還元分もございますよというお話があったように、想定よりも指定管理者の事業自体、また参加者数も非常に多くなっていると。これについての内容については、私どものほうに当然こういった自主事業をやりたいという申し出があって、私どものほうで検討して、では、これについてやりましょうと。当然、内容についてはご報告をもらっておりますので、それで検討しながら、今後も区民にとっていい事業が提供できるように進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。では、私から。

指定管理者ですが、水元もそうですし、それからテニスコート等スポーツ施設もこの指定管理者となるわけですね。喫煙の問題なのですけども、施設敷地内で喫煙をするとそれだけでも評価に関連するのですか。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 喫煙場所については、当然、愛煙家の方もいますので、喫煙場所の設定等をして、そこで吸っていただくということでございます。公益財団法人の日本体育施設協会の評価の点数の部分を見ましたところでは、喫煙で評価が下がるということはございませんでした。以上でございます。

○委員長 わかりました。

昨今、病院でも外部評価制度を進めています。病院の建物の外の駐車場とか敷地内において喫煙する場合でも、評価は下がるということです。

次に、指定管理者の指定期間ですが、平成21年までは、3年でしたね。それが平成21年から5年ということになったわけですね。今回はその5年目で最後ということで、ここにも文章

で記載されていますけれども、「移行状況把握に努め」とあります。適切に移行指導を行い、提案事項を確実に実施させていく。一つ一つのこの提案事項を確実に実施させていくということが大事でございます。課長からもお話がございましたが、3カ月、1年をかけてとおっしゃっておいりました。その辺はしっかりと指導していただきたいと思います。松本委員もおっしゃったように事業を委託して、すごく期待をしていたわけです。確かに総合スポーツ体育館、小体育館の中はいつも人でぎわっていて、新しい事業を次々と展開されているのには、確かに委託してよかったと感じていたものです。今後、確実に実施させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 委員長がおっしゃられますように、ことしの4月1日から、また新たに5年間という指定期間を設けて、この指定管理者を昨年選んだ状況でございますので、当然、本当に始まったところで、この評価を受けてしまったというところを肝に銘じて、今後は来年には当然「B」からまた「A」に、または「AA」に戻るように、しっかり私が指導していかなくてはいけないと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○委員長 言うべきことをしっかり言っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

面田委員。

○面田委員 私も、「何故『B』なのか」という思いで、見せていただきました。いろいろ入ってくる情報では、業者にかえてよかったと、やはり指定管理業者は、頑張るのだなというように、良く思っていたものですから、見えないところで気をつけなければいけない、あるいは見えないところで見逃すことの無いよう、改めて私どもも認識しなければいけないと思うのですね。そして、業者にももちろん指導をすると同時に、月に2回、そういう連絡会を行ったり、それから四半期に報告会があったということですが、何でそれを今まで見抜けなかったのかなというような反省点もあると思っております。そういったところも含めて、連携をとりながら、その会議を充実したものにして、向上して行けるように進めていただきたいなど、そのように思います。

○委員長 ほかによろしいですか。

では、次に参ります。報告事項等6「平成25年度文化・スポーツ活動助成実績について」、ご説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等6、平成25年度文化・スポーツ活動助成実績についてご報告いたします。

ホチキスどめの資料でございますが、最終ページの一覧の最終行をごらんください。

平成 25 年度の申請件数でございますけれども、一番左に番号が振ってありますが、これが件数になるわけです。99 件の申請がございまして、参加者数といたしましては 1,079 名の方にご利用いただいております。交通費と宿泊費の内訳がございまして、助成費の合計金額が 1,184 万 1,801 円ということになってございます。

金額の多いところを少しご説明させていただきます。恐れ入りますが、表紙にお戻りいただきまして、1 枚、ページをおめくりください。

一番左側の番号を申し上げますが、25 番になります。第 4 回全日本少年春季軟式野球大会が、3 月 22 日から 25 日に、静岡県静岡市において開催され、修徳中学校軟式野球部が 24 名で出場いたしました。こちらの成績は 2 回戦敗退という残念な結果ではございますが、旅費等がかかっておりまして、そのうち 79 万 2,000 円を助成しております。

続きまして、1 枚ページをおめくりいただきまして、39 番になります。教育委員の皆さんもご記憶に残っているかとは思いますが、第 95 回全国高等学校野球選手権記念大会、別名、夏の甲子園大会に修徳高等学校野球部が 9 年ぶり 5 回目の出場を果たし、選手 35 名で出場いたしました。こちらの成績は 2 回戦敗退という残念な結果でございましたけれども、こちらの助成額は 319 万円となっております。

続きまして最終ページの 93 番をごらんください。

第 20 回全国卓球選手権大会年代別の部が 11 月 30 日及び 12 月 1 日に北海道札幌市において開催され、楓クラブが団体の部及び個人戦に選手 12 名で出場いたしました。女子個人戦 65 歳～69 歳の部で優勝をしております。こちらの助成額は 62 万 6,920 円となっております。

以上、そのほかにも好成績を上げられた団体・個人の方が多数おられました。詳細については、後ほどごらんおきいただければと存じます。

ご報告については以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。それでは終わらせていただきます。

次に参ります。報告事項等 7「スポーツ施設の新規開設について」、ご説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等 7、スポーツ施設の新規開設について、ご報告申し上げます。

新規のスポーツ施設につきましては、水元体育館並びに（仮称）小菅西公園フットサル場でございます。水元体育館につきましては昨年、また、（仮称）小菅西公園フットサル場につきましては、4 月のそれぞれ教育委員会において、施設の概要等について報告をいたしましたところで

すけれども、今回、各施設の利用区分及び個人利用、並びに利用料金の限度額を設定しましたのでお示しするものでございます。

すみません、説明の途中ですけれども、利用限度額の部分の訂正がございましたので、差し替えをお願いしたいのですが、今お配りしてよろしいでしょうか。

○委員長 よろしいですか。お願いいたします。

○生涯スポーツ課長 すみません、後ろから2枚目のところの裏面の部分で、改正後の水元体育館貸切利用料限度額の下の部分の、個人利用料限度額のところに、温水プール、トレーニングルームのほかにメインアリーナからサブアリーナ、第一武道場、第二武道場の部分を漏らしておりましたので、つけ加えさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

それでは、続けさせていただきます。申しわけございませんでした。

水元体育館につきましては昨年、(仮称)小菅西公園フットサル場につきましては、4月の教育委員会において、それぞれ施設の概要等についてご報告をいたしたところですが、今回、各施設の利用区分及び個人利用、並びに利用料金の限度額を設定しましたので、これをお示しするものでございます。

資料をごらんください。1、施設設置についてでございますが、水元体育館が平成28年3月から、(仮称)小菅西公園フットサル場は平成28年4月から、それぞれ供用を開始する予定でございます。

2のスポーツ施設の概要につきましては、資料を1枚おめくりいただきますと、水元体育館の配置図が5枚ございまして、もう1枚、おめくりいただきますと、1階の平面図がございまして、1階には、設備といたしまして25メートルの温水プール、左側に第一武道場、第二武道場がございまして。

次に、恐れ入りますけれども、資料をもう1枚おめくりください。2階平面図がございまして、2階には設備といたしまして、バスケットボール場が2面とれるメインアリーナと、1面とれるサブアリーナ、そのほかにトレーニングルーム、地域交流ホール等がございまして。

次に、資料をもう1枚おめくりください。3階の平面図でございまして、3階にはフィットネススタジオ、第一・第二会議室等がございまして。

最後にまた、もう1枚資料をおめくりいただきますと、(仮称)小菅西公園フットサル場図面がございまして。東京都下水道局小菅水再生センターの屋上に、フットサルコート2面、管理棟等を設置する予定でございまして。

それぞれ図面につきましては、後ほどごらんおきいただきたいと思います。

申しわけございませんけれども、資料の1枚目にお戻りいただきまして、3、利用区分及び個人利用についてのご説明をさせていただきます。

水元体育館の利用区分を現行、午前、午後、夜間の3区分から、利用機会の拡大や、利用者

の負担の軽減を図る観点から、各区分を2時間単位の5区分に見直すものでございます。また、(仮称)小菅西公園フットサル場の利用区分につきましては、利用開始時間を午前8時から各区分2時間単位の6区分に設定するものでございます。

また、水元体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、第一・第二武道場につきましては、総合スポーツセンターと同様に、新たに個人利用料金を設定するものでございます。

4の利用料金限度額についてでございます。新しい水元体育館の利用料金の設定に当たりましては、現在想定する施設設備及び維持管理経費と利用見込みから原価計算を行い、現水元体育館及び同規模施設を備える子ども総合スポーツセンター体育館、温水プールとの料金バランスを考慮し、既存の施設利用料金の面積案分による調整を行い、設定をしたところでございます。

資料のA4判、図面の次の資料になります。先ほど差しかえをさせていただいたところになりますけれども、改正後の新しい利用料金限度額が示されています。その前のページにあります現在の水元体育館と比較いたしますと、料金が高くなったように感じられますが、類似施設である総合スポーツセンターの各施設と比較いたしますと、一例で申し上げますと、同様の面積である総合スポーツセンターの小体育館と水元体育館のサブアリーナでは、総合スポーツセンターが2時間30分で5,900円に対して、水元体育館が2時間で5,000円となっております。そのほかの施設につきましても、同様な設定をしたところでございます。

また、(仮称)小菅西公園フットサル場の利用料金限度額につきましては、区内にフットサル場、人工芝の専用フットサル場というものが、類似する施設がないことから、原価計算での料金は、1コマ2,600円といたしました。ちなみに、周辺区にある同規模施設、江戸川のフットサル場の料金は1コマ3,000円でございます。そのほかにも民間の施設等ございますけれども、それこそ1コマ万を超えるような金額で貸し出しをしている状況でございます。

そのほかの温水プール、トレーニングプール、駐車場のそれぞれの利用限度額は、現在の水元体育館及び同駐車場等と同金額に設定しております。

以上の、利用料金限度額の設定に当たりましては、今月の7日、今週の月曜日に開催されました本区の政策経営部長が委員長を務めます利用料金検討委員会で決定し、本日ご報告に至ったことを申し添えます。

最後に、今後の予定でございますけれども、平成26年9月に第3回区議会定例会において、体育施設条例改正案を提案し、平成28年3月に新規の利用料金開始となっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

松本委員。

○**松本委員** 今回、水元体育館とフットサル場の料金と利用区分が出たのですが、私は今までのこの体育施設利用案内という中の料金等を見て、この改正案を見ましたところ、まず、利用時間については、前は1時間もこの間に時間があつたのですが、今度は短くなって利用しやすくなった。これでいいと思います。

次に料金ですけれども、これで全部検討したのですけれども、面積や使える時間を考えますと、妥当な料金だだと思います。そのため私はこの料金に賛成いたします。結構であります。以上です。

○**生涯スポーツ課長** ありがとうございます。

○**委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

では、報告事項等につきましては、終了させていただきます。

ここで、教育委員の皆様からご意見等ございましたら、お願いいたします。ございませんか。

では、「その他」の事項に入らせていただきます。庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長。

○**庶務課長** それでは、「その他」についてでございます。

まず、1の資料配付ですけれども、本日については1件でございます。「学校地域応援団事業に関するアンケート結果について」を配付させていただいてございます。それぞれ地域応援団設置校用と未設置校用に分かれてございますので、後ほどごらんおきください。

続きまして、2の出席依頼ですけれども、周年行事9件、先ほど調整させていただきました。

また、3の次回以降の教育委員会予定については下記のとおりですので、ごらんおきください。

説明は以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

教育委員会事務局副参事。

○**教育委員会事務局副参事** 先ほど、塚本委員からのご質問のあった件で、わかったことがございますのでお答えしたいと思います。

先ほどのご質問にありましたのは、子どもの人権SOSミニレターについて、法務省所管のものと思います。昨年度につきましては、平成25年ですけれども、10月から11月にかけて、全国の小・中学校に対しまして直接配付されておりました、各学校より一人一人の児童・生徒の皆さんに配付されたものでございます。これにつきましては、本年度も10月ごろに配付される予定というように伺っております。これは児童・生徒の皆さんに郵送代なしということで、いじめなり、虐待なり、悩んでいることにつきまして、誰にも知られることなく、法務局の担当にお手紙を出せるという仕組みでございます。

学校配付等につきましても、確実に一人一人にその意義を伝えまして、配付することを私どもとしても指導してまいりたいと考えてございます。

また、法務省からそういう連携等の連絡がございました場合には、私ども総合教育センターといたしましても、連携してその対応に当たっていく所存でございますので、よろしく願いをいたします。

○松本委員 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、平成26年教育委員会第7回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時刻 11時40分